

政策会議付議事案書（令和7年7月15日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 吉藤 直

事案名	秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、国は全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる「こども誰でも通園制度」を創設することとしました。 この制度は、令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づく給付制度として全国で本格実施されますが、令和7年度においては、市町村が地域の実情に応じて実施する同法における地域子ども・子育て支援事業の「乳児等通園支援事業」として位置づけられています。 本市では、さらなる子育て支援の充実を図ることを目的に、令和7年10月から、公立認定こども園において「乳児等通園支援事業」を実施するため、「秦野市認定こども園条例」の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	令和5年12月 「こども未来戦略」において、新たな給付制度の創設が閣議決定 令和6年 6月 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「乳児等通園支援事業」を「子ども・子育て支援法」に基づく事業として制度化 ※令和7年度は、「地域子ども・子育て支援事業」として市町村の実情に応じて実施 ※令和8年度以降は、「給付制度」として全国の自治体で本格実施 令和7年 3月 地域子ども・子育て支援事業「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」を制定（4月1日適用） 4月 公立認定こども園における具体的な実施方法について検討を開始 6月 公立認定こども園園長会において、10月1日から、すえひろこども園、しぶさわこども園、みどりこども園の3園で実施する方針を定め、進めていくことを確認 ※ 国の実施要綱では、対象年齢は0歳6か月から満3歳の誕生日の前々日までとしているが、本市においては、満1歳から満3歳となる年度末までの児童を対象とする（満3歳児については国交付金の対象外のため、市独自の実施）。 ※ 満3歳となった4月以降については、市内民間こども園及び幼稚園への入所や、公立幼稚園におけるプレ保育を案内するなど、切れ目ない子育て支援となるよう対応していく。	

決定等を要する事項	1 「秦野市立認定こども園条例」の一部を次のとおり改正すること 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、公立認定こども園において、「乳児等通園支援事業」を実施するため、「秦野市立認定こども園条例」を改正すること（第9条第1項関係） 2 条例改正に伴い「秦野市立認定こども園条例施行規則」の一部を改正し、次の事項を規定すること（詳細は、資料1のとおり） (1) 実施施設 すえひろこども園、しぶさわこども園、みどりこども園の3園 (2) 実施方法 一般型（在園児と合同で専任の保育士を配置） (3) 事業期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで (4) 実施日時 ア 実施日 週3日（曜日は後日、協議の上決定） イ 実施時間 9時15分から12時15分まで（原則、給食有り） (5) 対象児童（令和7年4月1日時点） ア 1歳児（満2歳となる年度末まで（令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子）） イ 2歳児（満3歳となる年度末まで（令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子）） (6) 1日当たりの対象児童及び受入れ人数 ア すえひろこども園及びしぶさわこども園 1歳児3名 イ みどりこども園 2歳児4名 (7) 利用料金 ア 利用料 1回当たり900円（1時間当たり300円） ※ 国の実施要綱に基づく減免有 イ 給食費 1食当たり250円（実費徴収）
今後の取扱い	令和7年 9月 令和7年9月市議会第3回定例会に議案を提出 〃 10月1日 改正条例の施行、施行規則の改正・施行 ※ 令和8年度からの本格実施に向けては、別途、付議を予定しています。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

秦野市立認定こども園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市立認定こども園において、地域子ども・子育て支援事業として乳児等通園支援事業を実施するため、改正するものであります。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

秦野市立認定こども園条例（平成20年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (4) 満1歳以上満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

第9条第2項中「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、規則で定めるところにより第1項第4号に規定する事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 号 秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業) 第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。 (1)－(3) (略) (4) <u>満1歳以上満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業</u> 2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。 3 <u>市長は、規則で定めるところにより第1項第4号に規定する事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。</u>	(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業) 第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。 (1)－(3) (略) 2 前項第1号又は第2号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

令和 5 年 1 2 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、国は全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる「こども誰でも通園制度」を創設することとしました。

この制度は、令和 8 年度から給付制度として全国で本格実施されますが、令和 7 年度においては、市町村が地域の実情に応じて実施する「子ども・子育て支援法」における地域子ども・子育て支援事業の「乳児等通園支援事業」として位置づけられています。

市では、さらなる子育て支援の充実を図ることを目的に、令和 7 年 1 0 月から公立認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、「秦野市認定こども園条例」の一部を改正するものです。

2 施行日

令和 7 年 1 0 月 1 日

3 令和 7 年度の実施内容

(1) 対象者

1 歳児及び 2 歳児で、保育所等に入所していないこども

※ 国要綱では事業の対象は 0 歳 6 か月から満 3 歳未満までとされているが、園の体制が整わないため、0 歳児については令和 8 年度から対象とする。

また、2 歳児については、満 3 歳の前々日までが対象とされているが、満 3 歳の年度末まで対象とする。

(2) 実施施設及び対象年齢並びに利用人数

実施施設	対象年齢 令和 7 年 4 月 1 日時点	人数／日
すえひろこども園	1 歳児 (満 2 歳となる年度末まで(令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日までに生まれた子))	3 人
しぶさわこども園		
みどりこども園	2 歳児 (満 3 歳となる年度末まで(令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までに生まれた子))	4 人

※ つるまきこども園、ひろはたこども園は、他事業対応のため令和 8 年度から実施

(3) 実施期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※ 令和 8 年度からは子ども・子育て支援法における「給付制度」として実施

(4) 実施日

月から金曜日のうち 3 日間（今後、園ごとに決定する）

(5) 利用時間

9 時 1 5 分から 1 2 時 1 5 分まで

※ 1 回当たりの利用時間は 3 時間（体調不良等での早退を除く）

※ 原則、給食を提供

(6) 利用可能時間

こども一人当たり月 9 時間まで

(7) 利用者負担額

ア 利用料 9 0 0 円（1 時間 3 0 0 円）

※ 国の実施要綱に基づく減免有

イ 給食費 2 5 0 円（午前のおやつ及び昼食）

※ アレルギー対応等は別途協議

(8) 実施方法

一般型乳児等通園支援事業とする。

※ 専任の保育士を配置した在園児との合同保育

**秦野市における乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)の実施について**

1 秦野市における乳児等通園支援事業の実施方法

次の考え方にに基づき、令和7年10月から、公立認定こども園において乳児等通園支援事業を実施することとします。

(1) 実施概要

	概 要
① 実施施設	すえひろこども園、しぶさわこども園、みどりこども園の3園 ※他の2園については、次の理由により令和8年度からの実施とする ・つるまきこども園：令和7年度が「幼児教育の理解・発展推進事業」の研究園 (幼保小の架け橋プログラムなどの幼児教育の専門的な研究) ・ひろはたこども園：令和7年度から医療的ケア児の受入れを開始
② 実施方法	一般型(在園児と合同で専任の保育士を配置) ※本事業の趣旨を踏まえ、在園児との関わりを持てるため ※利用園は複数選択できない(1園のみ) ※原則、同日に一時預かり事業との併用は不可
③ 実施日時	・ 令和7年10月1日から ・ 3日/週、9:15 から 12:15 まで ※午後は午睡となるため、保育が充実する午前中とする ※1回当たり3時間の利用とする(体調不良等による早退を除く) ※一人当たり3回/月の利用とする ※原則、給食を提供する
④ 対象児童	・ すえひろこども園：1歳児(満2歳となる年度末まで) ・ しぶさわこども園：1歳児(満2歳となる年度末まで) ・ みどりこども園：2歳児(満3歳となる年度末まで) ※1歳児は、令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子 ※2歳児は、令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子 ※慣れるまでは、親子通園を可とする
⑤ 受入人数 (1日最大)	・ すえひろこども園：3人 ・ しぶさわこども園：3人 ・ みどりこども園：4人
⑥ 利用料金 (1日当たり)	・ 利用料：900円(1時間当たり300円)※減免制度有 ・ 給食費：250円(実費徴収)
⑦ 申込方法	・ 利用認定：市役所窓口で認定申請 ・ 事前面談：利用する園と事前面談 ・ 利用日程：システムによる予約
⑧ 給食提供	原則、給食提供とする。ただし、アレルギーがある場合は、園と調整したうえで対応を決定する。
⑨ その他	・ 令和8年度以降は、0歳6か月からを対象とする。 ・ 令和8年度における各園での実施日(曜日)、時間、受入年齢等は協議して決定

(2) 各園の受入概要

園 名	0歳児	1歳児	2歳児
すえひろこども園	受入なし	3人/日まで 〇・〇・〇曜日	受入なし
しぶさわこども園		3人/日まで 〇・〇・〇曜日	受入なし
みどりこども園		受入なし	4人/日まで 〇・〇・〇曜日

(3) 事業費

国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」によると、事業に要する経費は、市と保護者の負担により賄うこととしています。市の負担は、こども一人1時間当たり900円～1,300円、保護者の負担は、こども一人1時間当たり300円程度が標準とされています。

〔国要綱における市負担額〕

ア 0歳6か月～1歳未満……………	1,300円/人・時間
イ 1歳～2歳未満……………	1,100円/人・時間
ウ 2歳～3歳未満……………	900円/人・時間

このため、国が示す乳児等通園支援事業のこども一人1時間当たりの事業費は、次のとおりとなります。

なお、市負担分のうち4分の3相当額は、国交付金の対象予定です。

受入年齢	事業費(A+B)	市負担(A)	保護者負担(B)
2歳児(みどり)	1,200円	900円	300円
1歳児(すえひろ、しぶさわ)	1,400円	1,100円	300円

(4) 1月当たりの概算事業費

ア 歳入：383,400円※最大値

(ア) 利用料

300円×3時間×10人(1日)×3日×4週＝108,000円

(イ) 国交付金

・ 1歳児：1,100円/h×3/4×3時間×6人×3日×4週＝178,200円

・ 2歳児： 900円/h×3/4×3時間×4人×3日×4週＝ 97,200円

イ 歳出【人件費(常勤職員単価)】：225,612円

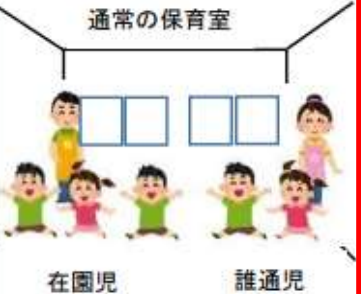
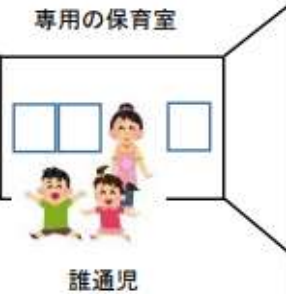
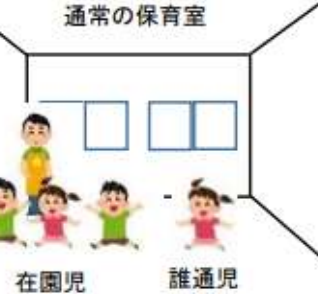
2,089円/h×3時間×3名×3日週×4週＝225,612円

ウ 歳入－歳出

383,400円－225,612円＝157,788円

2 乳児等通園支援事業の実施方法

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施方法は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業が示されており、そのイメージ図、内容、特徴、留意点は次の表のとおりです。

	一般型乳児等通園支援事業		余裕活用型乳児等通園支援事業
	（在園児と合同）	（専用室独立実施型）	余裕活用型
イメージ図	 通常の保育室 在園児 誰通児	 専用の保育室 誰通児	 通常の保育室 在園児 誰通児
内容	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法
	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同	イ 在園児とは別の専用スペースを設ける	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同
特徴	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い	ウ こども誰でも通園制度を利用することも合わせた環境の確保が可能	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い
	エ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応	エ 専任の職員の下で対応	エ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べ容易
留意点	オ こどもが在園児と関わる機会が多く、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要	オ こどもが在園児と関わる機会が少ない	オ こどもが在園児と関わる機会が多く、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要
	カ こども誰でも通園制度のこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることを考慮して対応する必要あり	カ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流がなくなる懸念がある（振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要）	カ こども誰でも通園制度のこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることを考慮して対応する必要あり
	キ 在園児とこども誰でも通園制度を利用する児童に関し、1人当たりの所要面積を確保する必要がある		キ 時期によって受入枠が減っていくことが想定され、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

3 事業実施体制（職員配置）

本事業の実施に当たっては、専属で1名の保育士が必要となります。

しかし、本事業の実施については、令和8年度からの本格実施に向け、需要を把握するための試行的実施の目的もあります。そのため、予算措置はせず、各園の配置職員のシフト調整により実施時間（1日3時間、週3日）を確保することで、体制を整備するものです。

なお、令和8年度においては、実施状況を踏まえ、予算措置について検討します。

4 その他（一時預かり事業と乳児等通園支援事業の関係）

乳児等通園支援事業は、市町村の補助事業として現在実施されている一時預かり事業と人員配置基準などで共通する点があるものの、事業目的や利用時間などで異なる点もあります。

	一時預かり事業	乳児等通園支援事業
位置付け	市町村が実施主体となる補助事業 ※ 地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	
事業目的・内容	「保護者の負担を軽減」 ① 自宅での保育が一時的に困難 ② 保護者の負担を軽減 ①又は②について、保育所、幼稚園等において、一時的に預かりを行う事業	「子どもの育ちを支援」 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、0歳6か月～3歳未満の未就園児を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園事業
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている	月10時間までの上限の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	事業所の直接徴収 ※ 平均的には、1時間300円～400円程度	事業所の直接徴収を想定 ※ 1時間300円程度
契約・予約方法	事業所との直接契約	事業所との直接契約を想定 ※ 予約システムを活用
実施方法	一般型、余裕活用型	